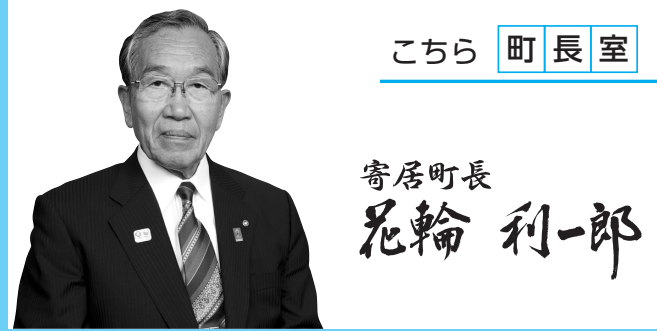




地元から経済の活性化を

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、6月からは公共施設や町立小中学校などを再開いたしました。感染防止対策をとりつつ、社会が動き出し、少しずつではありますが経済活動も再開したところであります。

しかしながら、これまでの危機意識が薄れてしまいますと、再び感染拡大が起これ、第2波、第3波が懸念されるところでもあります。これまで皆様が取り組んでこられた「マスクの着用」、「手洗いの励行」、「3つの密を避けること」をはじめ、ソーシャルディスタンスの確保などを日常生活の中で意識していただき、「新しい生活様式」を実践していくことが大切であると考えております。

このような中、経済活動につきましては、町内におきましても大きな打撃を受けております。町といたしましても、ひとり親世帯への給付、小規模事業者の支援、テイクアウトやデリバリーサービスを展開する事業者への補助等、さまざまな施策を実施し、影響を最小限に抑えるべく取り組んでいるところであります。

町内の経済活性化を図り、元気な寄居町を取り戻すためには、町民の皆様が、町内で消費していただくことが一番の起爆剤になると考えております。6月に特別号として発行した「特別定額給付金町内消費ガイド」には120以上の事業者を掲載しております。また、町公式ホームページや専用のSNSを通じて、最新の情報を発信しておりますので、ぜひともこの機会に、町内の店舗、事業所をご利用いただきますようお願いいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症対策に関し、町民の皆様の生命と安全を第一に考え、経済の再生と町民生活への影響を最小限に抑えるよう対策を講じてまいりますので、引き続き、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



お知らせ ご協力ください！ 空き家の適正管理と利活用

近年、老朽化した危険な空き家が全国的に増加し、社会問題となっています。空き家は所有者の財産であり、所有者は適正に管理する責任があります。適正な管理が行われず放置されると、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。このため、適正な管理や有効活用について検討することをお願いします。



空き家の管理について

町は、公益社団法人寄居町シルバー人材センターと「空き家等の適正管理に関する協定」を取り交わしています。シルバー人材センターでは、所有者等からの依頼を受けて、定期的な空き家の巡回や、立木の剪定や伐採、除草等の管理業務を行います(有料)。空き家の管理にお困りの方は、自治防災課またはシルバー人材センター(☎581・3451)へご相談ください。

空き家の有効活用

町では、県北部の6市町(熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町)と連携して「埼玉県北部地域空き家バンク」を運営しています。この制度は、空き家の売却や賃貸を希望する方に物件情報を登録していただき、ホームページ等で公開して、空き家を利用したい方に紹介するものです。お持ちの空き家を、賃貸や売却など活用したいとお考えの方は、自治防災課へご相談ください。



☎自治防災課(☎581・2121内線372)

ご利用ください！

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金制度



町では、良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行った方に対して、費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

▶対象／町内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた町内に住所を有する個人または団体(ほかの団体から同様の補助金等を受けている場合は対象外)

▶補助対象経費／飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術(耳先カット術含む)にかかった費用
※診断の結果、不妊・去勢手術が不要となった場合にかかる費用および耳先カット術のみの費用は対象外

▶補助額／1頭につき **5,000** 円
※実際の手術費用が補助額を下回る場合は、支払った額が補助額となります。
※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶申請方法／不妊・去勢手術を受けさせた後10日以内、または令和3年3月10日のいずれか早い日までに、次の書類を持参のうえ、生活環境エコタウン課へ直接申請してください。
※電話、郵送等での申請はできません。

必要書類

○寄居町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付申請書兼請求書
○事業報告書
○獣医師が発行した領収書の写し
○手術した猫の写真(耳先カット術を施したことが分かるもの)
※申請書兼請求書等は、生活環境エコタウン課に備え付けてあるほか町公式ホームページからも取得できます。

☎生活環境エコタウン課
(☎581・2121内線222)

お知らせ ご利用ください！ 家具転倒防止器具設置事業

家具の転倒防止対策は、地震による被害をできるだけ小さくするための重要な取り組みの一つです。万が一、家具が倒れた場合を考え、安全な位置に家具を配置し、しっかり固定しましょう。

町では、町内在住の65歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に、家具の転倒防止器具(L型金具)の設置を支援しています。

▶対象の家具／タンス、食器棚、本棚等
※壁や家具の形状等がL型金具で固定できるもの

▶設置費用／1世帯につき家具 **3** 台まで無料
※1世帯につき申請は1回のみ
※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶申請方法／申請書に必要事項を記入のうえ、自治防災課へ提出してください。申請書は、同課に備え付けてあるほか町公式ホームページからも取得できます。

▶その他／公益社団法人寄居町シルバー人材センターの会員が現地確認から取り付けまでを行います。また、借家等の場合は、家主の承諾が必要です。

☎自治防災課(☎581・2121内線373)

お知らせ 特別定額給付金に関連した詐欺に 注意しましょう！

特別定額給付金に関連した詐欺が発生しています。町や総務省等では、次のようなことは絶対に行いませんので、十分注意してください。

×現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
×手数料の払い込みを求めること
×メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めること

不審な電話やメール等を受けた際は、相手の指示に決して従わないで、警察署や総合政策課にご相談ください。

☎寄居警察署(☎581・0110)
☎総合政策課(☎581・2121内線462)

申請はお早めに！

特別定額給付金の申請は **8月18日**(火)までです。
申請がお済みでない方は、お早めの手続きをお願いします。